

# 音響連動ペンライト演出データ編集サービス利用規約

本規約は、エヴィクサー株式会社（以下「甲」といいます。）が提供する音響連動ペンライト演出データ編集サービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関する条件を定めるものです。本サービスの利用を希望されるお客様（以下「乙」といいます。法人個人は問いません。）は、本規約に同意の上、本サービスをご利用ください。

## 第1条（本サービスの概要）

甲は、乙から提供された音源および演出指示ファイルに基づき、音響連動ペンライトの演出データを編集し、編集済みの音源を乙に納品します。

## 第2条（納品物の利用許諾範囲）

1. 甲が編集し納品した音源（以下「納品音源」といいます。）の利用許諾範囲は、**1会場でのイベントにおける使用およびYouTube等、エンドユーザーへの課金を伴わない公式SNSアカウントからの配信のみ**とします。
2. 乙は、前項に定める範囲を超えて納品音源を利用する場合、事前に甲の書面による許諾を得るものとします。

## 第3条（音源および演出指示ファイルの提供）

1. 乙は、本サービスを利用するにあたり、甲が別途指定する方法により、音源および演出指示ファイルを甲より指示された方法で甲に提供するものとします。
2. 乙は、提供する音源および演出指示ファイルについて、著作権その他の権利処理を完了していることを保証するものとします。当該音源および演出指示ファイルに関して第三者との間で紛争が生じた場合、乙の責任と費用においてこれを解決するものとし、甲は一切の責任を負いません。

## 第4条（利用料金および支払い）

1. 本サービスの利用料金は、納品音源の数に基づいて算出します。
2. 甲は、納品した月の月末時点で納品音源の数を集計します。
3. 甲は、前項の集計結果に基づき、納品月の翌月10日までに乙に対し、納品音源の数および請求金額を提示し、相互確認を行います。
4. 乙は、前項の相互確認後、甲が発行する請求書に基づいて、甲の指定する銀行口座へ、納品月の翌月末日（末日が金融機関の休業日であればその前営業日）までに請求金額を振り込むものとします。振込手数料は乙の負担とします。
5. 音源の加工費用は音源の長さに応じて以下の通りとなります。
  - 5分未満 5万円
  - 5分以上 10分未満 10万円

- 10 分以上 15 分未満 15 万円
  - 15 分以上 20 分未満 20 万円
  - 20 分以上 25 分未満 25 万円
  - 25 分以上 30 分未満 30 万円
  - 30 分以上 別途見積
6. 映像ファイルによる入稿、映像ファイルによる納品の場合の加工費用は映像の長さに応じて以下の通りとなります。
- 5 分未満 15 万円
  - 5 分以上 10 分未満 20 万円
  - 10 分以上 15 分未満 25 万円
  - 15 分以上 20 分未満 35 万円
  - 20 分以上 25 分未満 40 万円
  - 25 分以上 30 分未満 45 万円
  - 30 分以上 別途見積

## 第 5 条（納品）

甲は、編集が完了した納品音源を、別途甲乙間で合意した方法により乙に納品します。

## 第 6 条（著作権）

1. 納品音源の著作権は、原著作権者に帰属します。
2. 甲は、本サービスの提供にあたり、乙から提供された音源および演出指示ファイル、ならびに納品音源について、本規約に定める範囲でのみ使用できるものとします。

## 第 7 条（秘密保持）

甲および乙は、本サービスの利用に関して知り得た相手方の営業上、技術上その他一切の秘密情報を、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に開示または漏洩しないものとします。

## 第 8 条（免責事項）

1. 甲は、本サービスが乙の特定の目的に適合すること、または本サービスが中断しないことについて、いかなる保証も行いません。
2. 甲は、本サービスの利用または利用できなかったことにより乙に生じた損害について、甲の故意または重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
3. 甲は、天災地変、システム障害その他不可抗力により本サービスを提供できなかった場合、一切の責任を負いません。

## 第 9 条（禁止事項）

乙は、以下の各号に定める事項を、自ら行ってはならず、かつ、第三者に行わせてはならないものとします。

1. 第三者に対し、納品音源を譲渡・販売すること並びに納品音源の譲渡・販売を目的とした宣伝、展示、使用、複製又は営業等を行うこと。
2. 音響連動ペンライト及び納品音源、本サービス等をリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アSEMBル等すること。
3. 音響連動ペンライト及び納品音源等の類似商品又は派生商品を作成すること。
4. 本サービスに用いるサーバやシステム等に著しい負荷をかける、不正にアクセスするなど、本サービス等の安全性、安定性等の妨げとなり得る行為をすること。
5. 法令に違反すること。

## 第 10 条 (本規約の変更)

甲は、必要と判断した場合、乙に事前に通知することなく本規約を変更できるものとします。本規約の変更後、乙が本サービスを利用した場合は、変更後の規約に同意したものとみなします。

## 第 11 条 (反社会的勢力の排除)

1. 乙は、自己又はその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人若しくは媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在及び将来において次のいずれにも該当しないことを表明し、確約するものとします。
  - a. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年 5 月 15 日法律第 77 号。その後の改正を含み、以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
  - b. 暴力団員（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）
  - c. 暴力団準構成員
  - d. 暴力団関係企業
  - e. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団
  - f. 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含むが、これらに限られない。）を有する者
  - g. その他前各号に準じる者
2. 乙は、自ら又はその関係者が、直接的又は間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - a. 暴力的な要求行為
  - b. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - c. 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含むが、これに限られない。）をし、又は暴力を用いる行為
  - d. 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - e. その他前各号に準じる行為
3. 甲は、乙が前二項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合には、何らの催告を要することなく本規約を解除することができ、かつ、これにより生じた損害の賠償を請求することができるものとします。

4. 甲は、前項の規定により本規約を解除した場合には、かかる解除によって乙に生じた損害、損失及び費用（名称の如何を問わない。）を賠償、補償等する責任を負わないものとします。

## **第 12 条（解除事由）**

乙が本規約のいずれかの条項に違反し、甲からその是正を要求する通知を受領した後 30 日以内にその違反を是正しない場合は、甲は、本規約の全部又は一部を直ちに解除することができるものとします。

## **第 13 条（準拠法および合意管轄）**

本規約の準拠法は日本法とします。本規約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

制定 2025 年 6 月 13 日